

第4次系魚川市総合計画等審議会意見シートまとめ（国土利用計画）

総合計画等審議会（分科会） 資料No.6
令和8年7月

No.	区分	ページ	項目等	意見	計画への反映
1	意見	全体	全体	「計画」であれば、「目標」があるべきで、数値など具体的な目標があれば、実効性が高まると考えます。	7ページ、市土の利用目的に応じた区分ごとの目標に数値を入力しました。 今後の土地利用転換については、これまでの開発中心の土地の配分という考え方から、荒廃、遊休化、災害リスクへの備えも含めて管理する考え方にシフトしていくことを踏まえ、大きな利用転換が無いものと想定しました。
2	意見	11	7 市土に関する調査の推進	空き家対策は記載されていますが、未相続土地の発生抑制についても取り組みが必要だと考えます。相続登記義務化や所有者不明土地法など国の制度改正が進む中で、市としての啓発や相談体制の整備は土地利用の停滞や弊害防止に直結するため、計画に盛り込む価値があると考えます。	有効な土地利用や効率的な土地利用転換のためには、未相続を含めた所有者不明土地の解消が欠かせないことから、土地の適切な承継及び管理促進の観点から、相続登記等の情報提供、相談体制の整備について追記しました。
3	修正等	1	1 市土の概要	土地利用の現況（令和6年10月1日現在）	統計資料のとりまとめ結果に基づき、区分ごとの面積割合を記入しました。
4	修正等	1	2 市土利用の諸課題	人口の状況	令和7年国勢調査の速報値が公表されたことから、令和2年国勢調査数値を令和7年数値に修正しました。
5	修正等	6	6 利用区分別の市土利用の基本方向 (6) 宅地	空き家への対応	危険空き家への具体的な対応については、5 土地の有効利用の促進 (5) 宅地の項目で記載することとし、基本方向のみの記載としました。
6	修正等	8	1 土地利用関係法等の適切な運用	（当初）地籍調査やGIS等を活用し、土地情報の把握と共有を進めます。	（修正後）地籍調査の推進を図るとともに、GIS等を活用した土地情報の把握と共有を進めます。
7	修正等	8	3 持続可能な市土の管理	空き家や低未利用地の対策	市内全域での空き家や低未利用地の対策実施は困難であることから、立地適正化計画に基づく居住誘導区域内にある空き家や低未利用地への対策を優先的に行う考え方に整理しました。
8	修正等	10	5 土地の有効利用の促進 (5) 宅地	空き家への対応	No.7に関連して、居住誘導区域内にある空き家等への対策を優先的に行う記載に修正しました。 また、No.2に関連して、未相続土地の発生抑制への取組について記載しました。
9	修正等	11	7 市土に関する調査の推進	適切な土地の承継及び管理	No.2に関連して、法務局等との連携など、未相続土地の発生抑制に向けた情報提供、相談体制の整備について記載しました。